由利本荘市
地域クラブ活動に係るガイドライン

令和８年９月改訂

由利本荘市観光文化スポーツ部

由利本荘市教育委員会

Ⅰ　地域クラブの基本的な考え方

１　本市が目指す姿

秋田県により「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和６年３月）」が策定され、国により「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年 12 月）」が示され、新たな地域クラブ活動の整備及び認定制度に関する基本的な考え方が示された。

これを受けて、本市における地域クラブ活動は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すこととする。

また、本市において保護者、教員、地域のスポーツ・文化芸術団体、行政職員等で組織する「由利本荘市中学校部活動地域移行推進協議会」や「部活動地域移行関係者協議会」などをはじめとする関係者からの意見を聴取し、地域の実態を総合的に勘案し、以下の４つの基本方針を定めた（推進計画と同じ）。

（１）　生涯に渡って、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の整備
（２）　あらゆる運営主体による多様な地域クラブ活動の展開
（３）　適正な活動と持続可能な運営体制の構築
（４）　平日も含めた地域展開の実現

なお、本ガイドラインは、由利本荘市における地域クラブ活動の基本的な考え方及び運営指針を示すものであり、地域クラブ活動の認定、変更、休止、廃止その他認定制度の運用に関する事項は、別に定める「由利本荘市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」によるものとする。

２　本ガイドラインの適用範囲と用語の定義について

本ガイドラインは、市内で活動する地域クラブ活動及びその運営団体等に適用する。なお、本ガイドラインにおいて、地域展開の対象は由利本荘市立中学校の生徒とする。

（１）　地域団体

「地域団体」とは、地域のスポーツ・文化芸術活動の担い手として総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、地域学校協働本部、保護者会同窓会などを例とする由利本荘市とは独立した多様な団体で、運営体制が整備されているものとする。

（２）　地域クラブ活動

「地域クラブ活動」とは、学校の教育課程外の活動であり、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、スポーツ基本法又は文化芸術基本法に定める活動として位置付けられるものをいう。

本ガイドラインにおいては、中学校部活動の地域展開に伴い、生徒の選択肢を広げ、多様なニーズに応える活動として、地域団体が実施主体となり、本ガイドライ

ンを遵守して主として由利本荘市内で実施する活動をいう。

（３） 地域クラブ

「地域クラブ」とは、地域クラブ活動の実施主体となる地域団体をいう。「認定地域クラブ活動」とは、別に定める「由利本荘市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき認定を受けた地域クラブ活動をいう。

（４）運営団体

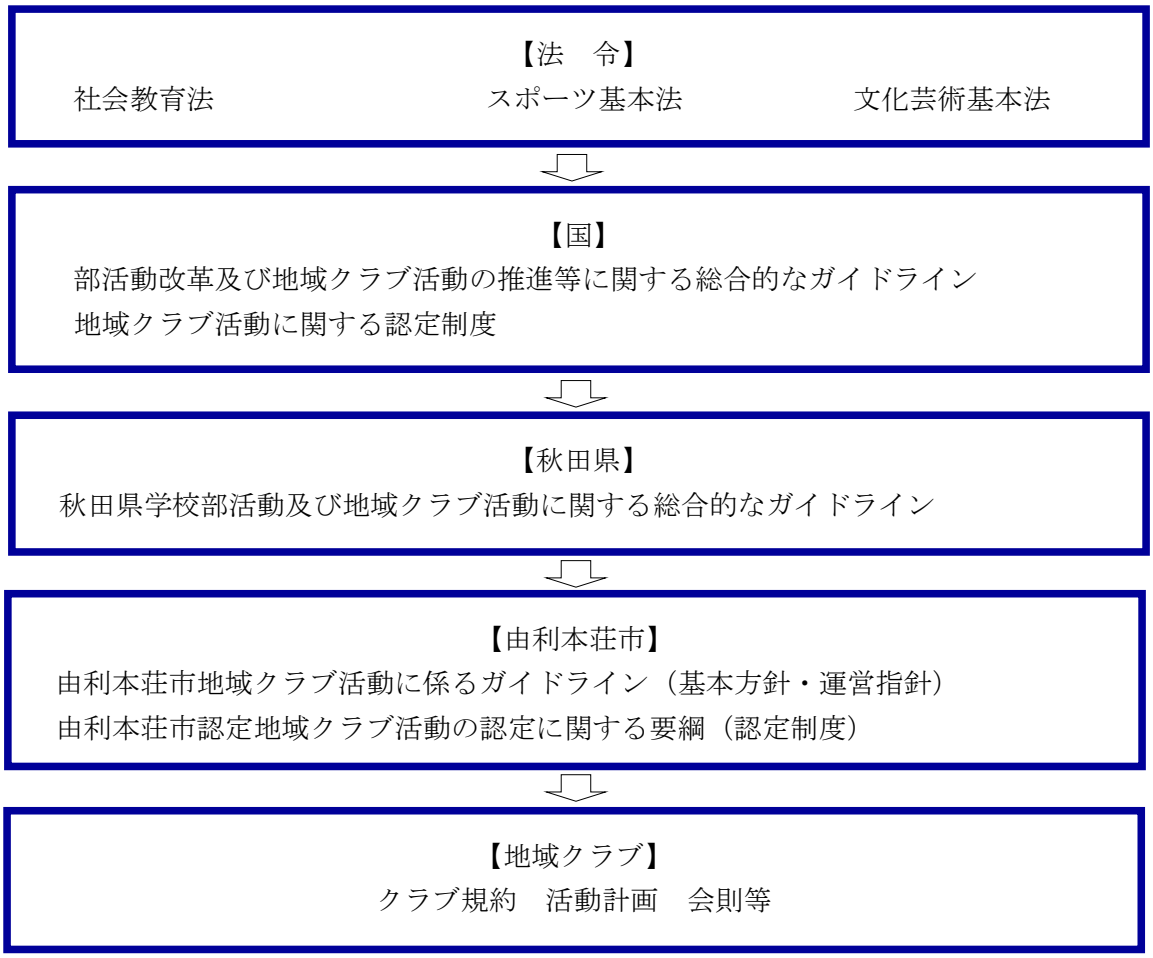
「運営団体」とは、認定地域クラブ活動を統括し、運営及び管理を行う団体をいう。

（５） 地域連携

「地域連携」とは学校部活動において合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保する取り組みをいう。

３　本ガイドラインの関係規定と位置づけ

本ガイドラインは、社会教育法、スポーツ基本法及び文化芸術基本法その他関係法令並びに国及び秋田県が定めるガイドラインに基づき、由利本荘市における地域クラブ活動の基本的な考え方及び運営指針を示すものである。



４　認定等の手続

地域クラブ活動の認定、変更、休止、廃止その他認定制度の運用については、「由利本荘市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」によるものとする。

なお、令和７年度に本ガイドラインに基づき市の承認を受けた地域クラブ活動については、同要綱の附則の規定により認定を受けたものとみなす。

Ⅱ　地域クラブの要件

認定地域クラブ活動の要件については、「由利本荘市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に定めるところによる。

Ⅲ　地域クラブ活動の運営上の留意事項

認定地域クラブ活動その他の地域クラブ活動は、次に掲げる事項に留意しながら活動するよう努めるものとする。

１　指導者の資質向上

・地域クラブは、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取り組みに努めなければならない。また、指導者は、各種目に精通した有資格者や医療関係者等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理との面で支えるよう努める。

・地域クラブは、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO をはじめとする統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処できるよう努める。

２　事故防止及び健康管理

・地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断するよう努めるものとする。特に熱中症対策については国又は秋田県が公表する熱中症予防に関する情報等を参考にする。

・地域クラブは、活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するように努めるものとする。

・地域クラブは、活動場所の近くに AED があるか把握しておくとともに、定期的に救急救命講習を受講することが望ましい。

３　効果的な指導

・地域クラブは、それぞれの文化・スポーツ活動の特性を踏まえた科学的・合理的な内容、実効性のある指導方法を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努める。

４　体罰・暴言・ハラスメントの防止

・体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる

理由があっても許されない。地域クラブは体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取り組みを行うことに努める。

【体罰の許されない指導と捉えられるもの】

①殴る、蹴る等

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認めがたい又は限度を超えたような肉体的精神的負荷を課す。

③パワーハラスメントと判断される発言や行為、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

5　活動内容

・地域クラブは、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、生徒の志向や体力の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、団体の特性や指導体制に応じて段階的に確保するよう努める。

・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、可能な範囲で他の世代との活動に参画することも検討する。

6　活動場所への移動

・地域クラブは参加者及び保護者等と移動手段について情報共有するとともに、参加者が自転車を利用して活動に参加する場合、ヘルメットを着用させるよう努める。

・地域クラブは練習試合や大会・コンクールへ参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するのが望ましい。

・地域クラブは参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を行うことが望ましい。

7　遠征時等における安全確保

・地域クラブは、遠征、大会、コンクールその他長距離又は長時間の移動を伴う活動を実施する場合は、参加者の安全を最優先とし、無理のない移動計画を立てるよう努めるものとする。

・地域クラブは、移動方法、集合及び解散に関する事項、緊急時の連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ参加者及び保護者に周知するよう努めるものとする。

Ⅳ　その他

1　公立学校教職員が兼職兼業で地域クラブ活動の指導者となる場合

・地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加

を強いることがないように十分配慮するものとする。指導者の健康や本来の職務に支障がないこと、兼職兼業の許可申請を服務監督教育委員会へ届け出していることを確認するように努める。

２　地域クラブ活動に対する市の支援

・市は、事故防止、安全対策、コンプライアンスの確保及びハラスメント等の不適切行為の防止その他地域クラブ活動の運営に必要な事項について、研修及び情報提供を行うよう努めるものとする。
・市は、地域クラブ活動に関する相談を受け、必要に応じて助言その他の支援を行うものとする。
・市は、生徒及び保護者が興味や関心に応じて適切な活動を選択できるよう、地域クラブ活動に関する情報提供及び広報に努めるものとする。
・地域クラブは、自らの責任において活動を実施するものとする。

３　ガイドラインの見直し

・市は、国又は秋田県が地域クラブ活動に関する新たな方針、基準又はガイドラインを示した場合その他必要があると認める場合には、本ガイドラインを改定するものとする。

Ⅴ　附則

本ガイドラインは、令和７年９月２４日より施行する。

附則

本ガイドラインは、令和８年１０月１日より施行する。